

令和5年度 市民税・県民税について（お知らせ）

1 納付方法について

◆ 納付方法の拡大について

- ◇ 令和5年4月より、納付書に記載の「eL-QR」や「eL番号」を活用した、以下の方法でお支払が可能です。
- ※ 「eL番号」とは、納付書に記載の「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」、「納付区分」をいいます。
 - ・ 「地方税お支払サイト」からの納付(クレジットカード払い・インターネットバンキングなど)
 - ・ eL-QRに対応した金融機関での窓口納付 ・ eL-QRに対応したスマートフォン決済アプリでの納付
- ※ **地方税お支払サイト又はスマートフォン決済アプリを利用して納付した場合は、領収証書は発行されません。**領収証書が必要な方は、窓口（金融機関またはコンビニエンスストア）で納付してください。
- ※ 令和5年3月末日をもって、バーコード読取によるスマートフォン決済を終了いたしました。
LINE Pay及び支払秘書は、eL-QRに対応していないため、ご利用できませんのでご注意ください。

詳しくは地方税共同機構の「地方税お支払サイト」HPへ →
<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



◆ その他納付方法について

- ◇ 納付方法について詳しく知りたい方は金沢市HPをご覧ください。 →



2 税制改正について

1 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の見直しについて

住宅借入金等特別税額控除の適用について、適用期限が令和3年12月31日から令和7年12月31日まで4年延長になりました。

入居した年月	平成21年1月から 平成26年3月まで	平成26年4月から 令和3年12月まで	令和4年1月から 令和7年12月まで
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の 5% (最高97,500円)	所得税の課税総所得金額等の 7%（注1） (最高136,500円)	所得税の課税総所得金額等の 5%（注2）（注3） (最高97,500円)

(注1)住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%である場合に限られます。

(注2)令和4年中に入居した方のうち、住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、平成26年4月から令和3年12月までに入居し、(注1)の条件を満たさず場合の控除限度額と同じになります。

(注3)令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅について、一定の省エネ基準を満たさない場合は、住宅借入金等特別税額控除の対象外となります。

2 市民税・県民税の非課税判定における未成年者の年齢引き下げについて

未成年者は、前年の合計所得金額が135万円以下の場合、市民税・県民税の非課税措置が適用されますが、民法の成年年齢の引き下げに伴い、令和5年度より賦課期日(1月1日)現在で18歳または19歳の人は未成年者に当たらず、成年者同様の扱いとなります。

3 セルフメディケーション税制の見直しについて

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化をしたうえで適用期限が令和3年12月31日から令和8年12月31日まで5年延長になりました。

【裏面もご覧ください】

3 市民税・県民税（個人住民税）の公的年金からの特別徴収（引き去り）制度について

平成21年度から公的年金所得に対する市民税・県民税（個人住民税）の納税方法が変わり、公的年金からの特別徴収（引き去り）制度が始まりました。

令和4年4月2日以降に65歳になった方で、公的年金を受給し市民税・県民税の納税義務のある方は、この制度により、市民税・県民税が公的年金から特別徴収されることとなります。

この制度は、市民税・県民税の納税方法を変更するものであり、これにより新たな税負担は生じません。

1 対象となる方〔原則として次の(1)と(2)の両方の要件を満たす方〕

- (1) 令和5年4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者で、市民税・県民税の納税義務のある方
 - (2) 年額18万円以上の老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金などを受給している方で、介護保険料が公的年金から特別徴収されている方
- ※ 上記の条件に該当していても、特別徴収とならない場合があります。

2 対象となる税額

厚生年金、共済年金、企業年金などの年金所得（遺族年金、障害年金などの非課税の年金は除きます。）から計算した市民税・県民税額が、年金から特別徴収されます。

3 納税方法

公的年金受給者が支払うべき市民税・県民税を厚生労働大臣などの「年金保険者」が金沢市へ直接納め、受給者には、年金から市民税・県民税を差し引いた金額が支払われることとなります。

なお、**新たに市民税・県民税が公的年金から特別徴収される方は、令和5年10月支給分の年金から開始となります。**そのため、**令和5年度の税額の半分については、普通徴収（第1期及び第2期）により納めていただくこととなります。**

4 公的年金以外の所得から計算した市民税・県民税の納税方法

給与所得や事業所得などの公的年金以外の所得に対する市民税・県民税については、これまでどおり普通徴収（納付書での納付又は口座振替）、又は給与からの特別徴収により納めていただくこととなります。

5 他市町村へ転出または税額変更があった場合の公的年金からの特別徴収の継続

公的年金からの特別徴収対象者が賦課期日後に他市町村へ転出した場合や公的年金等の所得にかかる税額に変更があった場合は、特別徴収を停止し、普通徴収へ切り替えていましたが、平成28年10月以降に実施する特別徴収より一定の要件の下、特別徴収を継続することとなりました。

◆お問合せ先◆

金沢市役所 市民税課

TEL 076 (220) 2161~2163、2166

FAX 076 (220) 2154